



発行

練馬西青色申告会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

西 練馬

青色だより

平成24年分の決算を終えて



会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

青色申告会事務局では会員の正確な記帳及び決算書や申告書の作成ができるようにするため日々研鑽を積み重ねておりますが、正確な決算書や申告書を作成するためには皆様のご協力が必要となります。

さて、今回の確定申告についての注意点を述べさせていただきます。

★満期保険金がある場合

満期保険金を受け取った会員の中には、その満期保険金に関する書類をお持ちにならない方が見受けられます。そこで満期保険金を受け取った場合はその満期保険金の金額及び今までに支払った掛金又は保険料等を記載した書類（手元がない場合は満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べていただく。）をご持参ください。

★公的年金等

公的年金等の源泉徴収票は毎年1月の末日頃に厚生労働省年金局等から送付されますので、公的年金等の支払いを受けている方で1月末日になっても公的年金等の源泉徴収票が手元に届いていない方は厚生労働省年金局等にお問い合わせをして源泉徴収票をもらうようにしてください。

★医療費控除について

会員の所得によってはその年ににおいて支払った医療費が10万円以下であっても医療費控除が受けられる場合もありますので、その年ににおいて医療費の支払いをした方はその医療費の領収書を必ず保存しておき、確定申告時にその領収書をご持参ください。なお、その年において支払った医療費は、ご自身で病院（ご交通費を含む。）に集計していただくようお願い致します。

★前年以前の決算書の持参

前年以前3年分の決算書は本年分の減価償却費、前年以前3年分の純損失の繰越控除や消費税の申告に必要な資料となります。特に消費税については平成24年に消費税の申告書を出さなければならぬか否かの判定をする場合その年の2年前の決算書及び申告書控が必要となりますので必ずご持参いただきますようお願いいたします。

★e-taxのお願い

練馬西青色申告会では、会員の皆様に対し、e-tax（国税電子申告）による申告をお勧めしておりますのでぜひとも住基カード及び電子証明書の取得をお願いいたします。なお、住基カードの電子証明書を取得した方の中にはその有効期限が切れているにもかかわらず更新をできなかったため、予約日にe-taxができなかったこともありました。つきましては、平成25年の確定申告をe-taxで行うことを希望する方は平成25年中に住基カードの電子証明書の有効期間を確認していただき、その有効期間が切れている方は予約日までに更新をして下さい。

★減価償却費の計算

所得税の改正により平成19年分以後の減価償却費の計算の方法が複雑になったこともあり、平成24年分の決算書の3ページの減価償却の計算がまちがっている会員が多数見受けられます。つきましては平成25年の秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で平成25年分の減価償却の計算も致しますので必ずご参加くださるようお願い致します。（案内は10月の初旬に発送させていただきます。）

★複式簿記による記帳

青色申告特別控除65万円の適用を受けるために複式簿記による記帳をする方が年々増加しておりますが、複式簿記による記帳の注意点を述べさせていただきます。

手書きで記帳されている会員の中には、決算書を作成してみると貸借の合わない方が見受けられます。決算書の貸借を合わせるには日頃の記帳をきちんと行い、毎月試算表を作成する必要があります。

また、会計ソフトを使用している会員の中にも決算書を拝見しますと、このままの決算書を作成して提出することに疑問が生ずる決算書が見受けられます。つきましては、確定申告時において正しい決算書を作成するため、特に複式簿記で記帳されている方は会計ソフトの利用者を含めて、確定申告時だけでなく、年に何回か青色申告会事務局をご利用いただき、くことをお勧めいたします。

なお、会計ソフトを使用してい

る会員については決算指導日（1月下旬から3月15日）の期間に初めてその会計ソフトの内容を拝見してからの決算書等の作成は長時間を要するため、平成25年度は6月中旬から1月の中旬までの期間に前もって会計ソフトの指導期間を設けますのでぜひとも事務局をご利用下さい。

★更正の請求

平成24年分の所得税の確定申告書を出した後に、平成25年3月16日以後に次のような事由があった場合にはその確定申告書の提出期限から5年以内に限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

- (1) 申告書を出した会員に扶養している子や親などの家族や配偶者（他の申告者の扶養親族になつている者、合計所得金額が38万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けているもの、事業専従者に該当するものを除く。）について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。
- (2) 自分が寡婦（寡夫）控除をしないであった。
- (3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあったのに社会保険料控除をしていなかった。
- (4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なかった。
- (5) 平成24年分に必要経費に算入すべき消費税額、事業税額、固定資産税額を必要経費に算入していなかった。
- (6) 平成24年分の所得金額や納

付すべき税額について計算違いをしていた。

★修正申告

所得税の確定申告書を出した後に、平成25年3月16日以後に次のような事由があった場合にはその申告について更正（税務調査など）を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を出すことができます。修正申告をした場合には、先の申告が誤ったことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されますが、その修正申告書が税務署の調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。（延滞税は課税されません。）

(1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が38万円を超えることがわかった場合。

(2) 売上代金の集金が済んでいないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。

(3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になったため、満期返戻金の支払いを受けたことにより一時所得の金額が生じたが、なんの処理もしていなかった。

★所得税の期限後申告

期限後申告（平成24年分は平成25年3月16日以後）をする場合には青色申告特別控除65万円などができなくなりますので、確定申告書は必ず申告期限内にしてください。なお、ご注意いただき、来年もより正確な確定申告をしていただきますようお願いいたします。

「上原酒店」上原健一さんを訪ねて



今回の訪問をなぜ上原酒店にしたかというと、飲食店を開業された会員さんから酒屋さんをごにすか決める時に、上原さんの人柄が良かったので決めたというのを伺って、大泉学園まで営業に来ていたことを知り、(人柄は以前から十分存じ上げていたが、)じっくり話を伺いたいと思ったのがきっかけでした。

お店は、上石神井中学校入口バス停から徒歩三分の所に「上原酒店」さんがありました。
お店を覗くと奥様の元子さんがテキパキ働いておりました。

一代目は、お父様の昭二さんで、昭和三十年に開業されました。その当時は、上石神井駅から家が五件しかなく、周りが畑であったとのことでした。

二代目健一さんが開業してから三十三年経過したが、その時十数件あった酒屋が、今は二件だけになってしまった。そうなることは、平成元年に消費税が導入されたときに感じていたという。

「先代からの忠告」

そこで打った戦略が、ユーザーの視点を飲食店に向けた。

但し、方向転換をする時に先代に三つのことを守れと忠告されたという。

① 人の真似をするな

② 楽は選ばないこと

③ 人の得意先をかき回すことはするな
これを頭に刻み、不動産屋さんを廻って店の情報を調べ、四年後の平成四年十二月に一番目の得意先が見ついた。

そうこうしているうちに、同業者が廃業してしまい、その得意先を受け継いでもらいたいと頼まれるようになった。

「顔が見えない人には売るな」

第二の壁が、規制緩和による大企業の進出で飲食店の営業が厳しくなっていました。このままではいけないと良質な酒を求め、平成九年から、北海道から鹿児島まで日本各地の地酒を集め廻った。そして、必ず杜氏さん、社長さんとお話ししてお話をした。

「焼酎の量り売りを始める」

先輩からのアドバイスで、より深くエコを考えるようになり、昔ながらの量り売りを考案し、新聞にも掲載されたことがありました。

話は尽きませんが、今回の取材では先代のお父様からの三つの忠告が心に残りました。
今後の営業戦略を楽しみにしております。

練馬区上石神井二一九一十七

TEL 03-3920-7146

FAX 03-3920-7221

「上原酒店」 上原健一

お忙しいなか丁寧に取材に応じて頂きありがとうございました。



店主の健一さんを囲んで
左が奥様の元子さん右が弟の悟さん

平成25年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成25年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受験資格

- ①平成25年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

平成25年5月13日(月)～7月3日(水)
(土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ①インターネット
平成25年6月24日(月)～7月3日(水)
 - ②郵送又は持参
平成25年6月24日(月)～6月28日(金)
- ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試験日

- ①第1次試験 平成25年9月8日(日)
- ②第2次試験 平成25年10月17日(木)～10月25日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に練馬西税務署・総務課
(TEL03-3867-9711 内線202)までお尋ねください。

厚生部 日帰り旅行

南房総いちご狩り

4月14日(日)厚生部主催日帰りバス旅行を開催させて頂きました。

天候にも恵まれ、48名の参加者の皆様とともに外環道より南房総へと出発致しました。

はじめに、館山いちご狩りセンターにていちご狩り

を楽しみました。ガイドさんの「50個目指しましょう！」と

の声かけに、50個近く召し上げられた方もいらっしゃいました。

千倉大橋では、橋の上を歩いたり、海岸において、カニを捕まえたり、ヒジキを採られていた地元の方と話をしたり、自然とのふれあいのひとときとなりました。

昼食は、海の近くということでお刺身中心の「菜の花御膳」を潮風王国にて取りました。

昼食後は、野島崎灯台(房総半島南端にあり太平洋に囲まれた白亜の灯台)へと向かいました。かなり風が強くなってきましたが、灯台を階段で登り景色を堪能したり、海岸沿いの公園を歩いたり、自由散策の時間を過ごしました。

帰路は、アクアライン経由で、夜景を眺ながら海ほたるにて休憩をとりました。途中、渋滞があり、到着時間が遅れてしまいましたが、皆様のおかげで、無事故で練馬へと到着することができました。

ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

また、厚生部の役員の皆様には、企画、差し入れ等、様々なご協力をして頂きまして、ありがとうございました。今後も、たくさんの皆様に喜んでご参加頂けるようご意見、ご感想を参考に企画してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。
(事務局 高田)

